

四日市市自転車競技条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第24号

四日市市自転車競技条例の一部を改正する条例

四日市市自転車競技条例（昭和28年四日市市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 市が行う競輪は、四日市市営第何回四日市競輪といい、四日市競輪場において開催する。<u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、四日市競輪場以外の法第4条第5項に規定する競輪場（以下「他の競輪場」という。）において開催することができる。</u></p>	<p>第2条 市が行う競輪は、四日市市営第何回四日市競輪といい、四日市競輪場（以下「競輪場」という。）において開催する。</p>
<p>第5条 市が競輪を開催する場合に、<u>四日市競輪場</u>に入場しようとする者（以下「入場者」という。）が特別観覧席を利用しようとするときは、当該入場者は、500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の特別観覧席料を支払わなければならない。</p> <p><u>2 第2条ただし書きの規定により他の競輪場において競輪を開催する場合において、当該他の競輪場の入場者から徴収する入場料及び特別観覧席料の額は、市長が別に定める。</u></p>	<p>第5条 市が競輪を開催する場合に、<u>競輪場</u>に入場しようとする者（以下「入場者」という。）が特別観覧席を利用しようとするときは、当該入場者は、500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の特別観覧席料を支払わなければならない。</p>

第6条 市長は、特に必要があると認め
た者に対しては、入場料及び特別観覧
席料を免除することができる。

第6条 市長は、特に必要があると認め
た者に対しては、特別観覧席料を免除
することができる。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(商工農水部けいりん事業課)